

会 議 内 容

事務局

皆さんこんにちは。定刻より少し前ですが、委員の皆様おそろいですので、会議を進めさせていただきたいと思います。まず、本日の資料の確認をさせていただきます。

(配布資料の確認)

それでは平成27年度第1回和光市介護保険運営協議会を始めさせていただきますと思います。開会にあたりまして、保健福祉部長・東内からご挨拶を申し上げます。

東内保健福祉部長

皆さんこんにちは。いつもお世話になっております。本日は酷暑の中、運営協議会へご参集いただきまして心から御礼を申し上げます。さて昨年度皆さんにご検討いただきました、和光市長寿あんしんプラン第6期の介護保険事業計画を、地域包括ケア計画として、着々と遂行しております。菅野会長にもお世話になり、今後医療と介護の連携等、和光を含む4市と朝霞地区医師会の方で進めていく状況になっております。さて、日ごろはこのところ安保健法の関係で総理官邸は動いておりますが、9月末まで国会会議延長で、関連するのは社会保障制度審議会といったところで、来年度は医療の診療報酬改定が大幅に行われます。その次の時が介護と医療の同時改定です。平成30年になりますか。そこを見据えた中ではまだ表面化しておりませんが、かなりな動きが進んでおります。障害関係、子供関係を含み、医療・介護といったところが進捗しておりますので、和光市といたしましても、その辺の動向を見据えながら、また施策等を考えていきたいと思います。

本日は審議事項、諮問事項が1件。それから報告事項でこの9月議会に関しましては決算関係のものがございまして、本日もご忌憚のない検討をいただきたいと思います。簡単ではございますが、終わらせていただきます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。通常、傍聴の方がいらっしゃいましたら、こちらで傍聴いただくことになっておりますが、本日ご希望の方がいらっしゃいませんでしたので、ご了承ください。

それでは運営協議会に対しまして市長から諮問をさせていただきます。本来であれば、市長から会長に諮問書をお渡しすべきところですが、本日市長が公務のため不在ですので、保健福祉部長・東内から

	<p>代理で行います。 (諮問書の手交) それでは、議事進行につきましては菅野会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
菅野会長	<p>ただいまから、平成27年度第1回和光市介護保険運営協議会を開会いたします。まず、本日の委員の出席状況について、事務局からご報告願います。</p>
事務局	<p>本日の出席委員は、委員15名中13名の出席です。和光市介護保険条例第20条第2号に規定されている委員の過半数の要件を満たしております。</p>
菅野会長	<p>本日の協議会につきまして、和光市介護保険条例第20条第2号に規定されている委員の過半数の要件を充足しておりますので、会議の方は成立となります。それでは、ただいま諮問がありましたので、これに基づき議事に入ります。まず、議事録の署名人を指名させていただきます。名簿順でございますが、金子委員、富岡委員、議事録の署名をお願いいたします。 それでは、諮問事項「平成27年度和光市介護保険特別会計補正予算(第1号)」について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは資料No.1をご覧くださいまして、「平成27年度和光市介護保険特別会計補正予算(第1号)(案)」に沿って説明させていただきます。まず歳出からお話させていただきたいので、2ページをお開きいただければと思います。補正の内容は大きく分けると全部で3種類です。一つ目といたしまして低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業に要する経費の増額補正に関するもの、二つ目は介護予防日常生活支援総合事業の横だし部分として実施する介護予防強化サービス事業に要するもの、また三つ目としては精算に関するものとなっております。では上から順に説明させていただきます。款5「地域支援事業」の日常圏域ネットワークですが、これは先ほどお話いたしましたモデル事業「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」に関するものです。これは自立した生活を送ることが困難な低所得・低資産の方を対象に、空き家を活用した住まいの確保の支援を実施するものです。住まいが確保され、必要な介護サービス</p>

を導入できれば、住み慣れた地域で住み続けることができる方に対し、施設以外の選択肢を提供することができます。10/10の国からの介護保険事業費補助金により行うもので、現在内示を受けています510万7千円を計上し、10月から事業を実施する予定でございませう。続いて款7「保健福祉事業費」の「介護予防強化サービス事業」です。これは介護予防・日常生活支援総合事業で実施している訪問型サービスと通所型サービスの横だし加算分として、市が独自に実施するものです。従来は法定給付で実施していた要支援者に対する予防給付が、平成27年度からは地域支援事業の総合事業へ移行しておりますが、その総合事業で行う訪問サービスと通所サービスにかかる横だし上乗せというんですかね。加算となります。介護予防強化サービス事業として616万3千円を計上させていただいております。款8～9は平成26年度事業実績に対する精算に関するものです。款8「基金積立金」では、介護給付費準備基金積立金として、8,693万5千円を計上しております。これは平成26年度の事業運営の結果、実質黒字額となったものを介護給付費準備基金に積み立てるものです。款9「諸支出金」、項1「償還金及び還付加算金」では、償還金として、3,200万4千円を計上しております。こちらは介護給付費や地域支援事業費等の実績確定に伴う精算のうち、国、県及び支払い基金へ返還する金額を計上しております。最後に「諸支出金」のうち項2「繰出金」として、3,673万1千円を計上しておりますが、こちらは介護給付費や地域支援事業費の実績確定に伴う精算のうち、市へ返還するものです。一般会計への繰出金という形で返還いたします。以上を合わせまして歳出の補正合計額は、1億6,694万円となっております。次に歳入の説明に移らせていただきます。1ページ目へお戻りください。上から順番に説明させていただきます。款2「国庫支出金」では、国からの介護保険事業費補助金として、先ほどのモデル事業であります低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業を行うため、510万7千円を計上しております。10/10の国庫補助により実施いたします。先ほどご説明申し上げましたが、歳出では地域支援事業で行わせていただきます。次に款3「支払基金交付金」ですが、平成26年度の介護給付費の実績確定に伴い、支払基金から追加交付を受けることになり、393万5千円を計上しております。次に款6「繰入金」では、平成27年度より始まった介護予防・日常生活支援総合事業の横だし分として、和光市が独自に行う介護予防強化サービス事業のため、現在保有し

ている介護給付費準備基金を取り崩しまして、616万3千円を事業費に充てております。款7「繰越金」につきましては、平成26年度決算確定に伴い、歳入歳出の差引残額であります1億5,173万3,244円を平成27年度に繰越すための補正予算です。当初予算における科目設定などの都合上、補正予算額は1億5,173万5千円となります。また、予算上、支払基金への返還に充てる分は分けて計上することとしておりますので、支払基金交付金繰越金として、453万7千円、その他繰越金として1億4,719万8千円を計上しております。これらの歳入の補正合計額につきましては、歳出の補正合計額と同額の1億6,694万円となっております。なお、4ページは平成27年度9月補正予算に係る財源充当内訳の資料、5ページが介護給付費等の法定負担分の精算内訳資料となっております。6～8ページは、介護保険特別会計全体を見渡していただけるように、歳入歳出それぞれの全体のものをお付けしております。当初予算額、9月補正額を反映させた全体ものを掲載しておりますのでご覧ください。最後に9ページに介護給付費準備基金の積立及び取崩の状況をまとめた資料をつけさせていただいております。記載がありませんが、単位は千円です。平成26年度末で1億2,863万1千円の残高があり、当初と今回の9月補正の分を合わせた取崩し予定額は2,656万9千円。積立て予定額は8,702万円。結果、平成27年度末の基金の残高は1億8,908万2千円となる見込みです。以上をもちまして、平成27年度和光市介護保険特別会計補正予算(第1号)(案)の説明とさせていただきます。以上になります。

菅野会長

事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたらお願いします。

松根委員

低所得高齢者等住まい生活支援モデル事業を行うというのはどのような経緯で至ったのでしょうか。

事務局

地域包括ケアを和光市では第5期また第6期事業計画へと推進しております。昨年度から引き続き皆様にはご審議いただきご理解いただいていることと思っておりますが、特に基盤となる住まいに関するモデル事業となります。自立した生活を送ることが困難な低所得の方に対し、社会福祉法人やNPO法人等が地域支援の拠点となることを通じということで、NPO法人等に委託をして空き家を活用するネット

	<p>ワークを作っていただく。そして、低所得の方に空き家の有効活用していただくような事業を展開していくものです。これは10/10補助金が出る事業なのでそれを活用して、空き家が出た場合に、住まいを必要としている人に紹介し、在宅ケアの更なる推進をしていくことが狙いとなっております。以上です。</p>
菅野会長	<p>住居を確保するというだけで、生活その他はまた別の話ですか？</p>
事務局	<p>生活支援については介護サービス等をうまく活用しながらやっています。</p>
菅野会長	<p>そうすると介護を必要とする人だけが対象ですか？</p>
事務局	<p>介護サービスだけの方ではないですが、地域包括支援センターやいろんなネットワークを通じて生活支援のサービスを提供していきます。地域支援事業も生活支援のひとつになるかと思います。</p>
菅野会長	<p>自立した生活を行うことのできない低所得高齢者ということですが、対象はどういう人なのかと思ひまして。要介護認定を受けている人なのでしょうか。</p>
事務局	<p>介護サービスを使いながら一人で住まわれることができる人ということになりますので、要支援かまたは要支援レベルにならない方を対象にと考えておりますが、基本的には低所得の方で住居を必要としている高齢者の方はすべて対象です。</p>
菅野会長	<p>高齢者である程度の自立した生活ができる方ということですね。</p>
木暮委員	<p>非常に興味があるのですが、住まいのモデル事業の図の中にある②生活支援のところで、訪問や相談援助等の生活支援サービスを提供しつつ見守りを実施すると書いてあります。1, 1億円と書いてありますが、これは、今まさにCIハイツで検討しているものなのですが、私たちのものにも何かお金を充てられるものなのでしょうか。</p>
事務局	<p>これから、2025年、2035年にかけて、住まいを確保できない高齢者が増えてくることが予想されています。基本想定しているのは生活</p>

保護の世帯の方と生活保護になれないボーダーの方。例えば特別養護老人ホームに一人暮らしの人が入ってしまって分譲住宅が空き家になっているところはいっぱいあるんですよ。コンソシアムというのですが、不動産屋のほうにネットワークをくんで、一部整備してそこを借家にする。感覚的には生活保護の住宅扶助費相当になりますよね。菅野会長が言われたように、要介護状態でない方であっても一定度リスクのある方には社協さんのサービスを利用してもらったり、今後は少しお金のある方にはギャップシニアコンソシアムなどといって、ダスキンなどのやっている自費サービスの安いのがあるのですが、それを提供する。状態が本当に落ちてきたら要介護認定で生活援助とか身体介護。そんな中でいきますと、CIハイツさんに入っている人が施設に入居し、空き家になっているという場合にこういう住宅に登録ということであれば、単体としては考えられると思いますが、この事業をCIハイツさんの中だけでやるというのは、低所得者向けになっているので、難しいです。要介護状態でない人でも低所得の人がいて、生活保護のお金と、そこに生活支援のお金が一定度出る。ライフサポートアドバイザーというのですが、サービス付き高齢者住宅と同等ぐらいの生活支援ができますよというもの。CIハイツ一室があいたところで、こういう登録にあたるケースはあるかもしれませんが、例えば家賃6万円でお貸しするのかという話が出てきますので、そうことを含めた上で基本的には新倉に多くある空き家をうまく活用しながらと考えております。

木暮委員

地域支援の拠点とした実施主体に社協あるいは社会福祉法人、NPO法人と書いてありますが、これも関心があるのです。

事務局

実施主体として、生活支援サービスを行うのは社会福祉法人とかNPOと書いてありますが、等は株式会社・有限会社です。介護保険事業等の参入事業者が実施主体になります。24時間定期巡回の事業者が地域の24時間見守りサービスも副業というか兼務で行ってしまう。そういうことを、例えば、和光市で、朝霞市でという形でできますという意味です。

臺信委員

地域支援事業を積極的に行っているということですが、今後も増やしていくのでしょうか。

事務局

ご質問ありがとうございます。地域支援事業に関しましては今後もさらに推進していく予定です。例えば介護給付費で入所してしまうと一月に十何万円以上かかってしまいますが、介護予防事業をしていくことで、ご自身も元気でいただけますし、低コストで行えますので、介護予防事業については被保険者の皆様が元気になれるようにさらに推進していくつもりです。以上です。

大西委員

補正前の額があり、補正額があり、補正後があるわけですが、補正前額を前年度と比べると0.8%などとなっているものがある。今回補正後には4.3%くらいになるのだと思いますが、前年度、前々年度から伸びをみても、なぜ補正前の額は少なく見積もり、わざわざ補正を行うのかが分からないのですが。補正というのは制度が変わったとか、方針が変わったとか、市議会で決まったとか、市長がおっしゃったとか、課長がこういう方針を出されたいときに行うもののように思いますが、地域包括ケア計画を見てもだいたい伸びていくことが決まっているように思いますが、なぜ抑えて当初予算を組むのでしょうか。

事務局

介護保険は単年度収支です。平成27年度という予算と決算の関係とですね、保険料を3年間決めるので、3年間としての、今回でしたら27、28、29年の大枠の決算というか事業運営がある。今回昨年と比べていただいたのが24年、25年、26年の第5期の最終年度。第5期分と27年度あらたに介護報酬など改正された分としてご比較いただいたかと思います。介護保険運営協議会をやっていると、保険給付費、訪問介護とか特養とかは、大体0.8とか0.6とかいうことが関係してくるんですね、和光市は保険給付費は介護予防の分で軽減がなされて、保険料が78円しかあがらないという状況が生まれました。そういう中で対前年度当初予算でいくと0.8で対前年度決算ではたぶん大西委員の言われたとおりになっていると思います。今回の補正は今年の3月にはまったく予定をしていなかった、低所得者高齢者等住まいに関しては年度途中に出てきて、和光市がやりますよと手を上げて、急展開で和光市民に必要なものということでやったものの補正です。地域支援事業のほうも同じで国が最終的に出した地域支援事業の額が低かったんですね。和光は事業者さんにごんばっていただいて卒業生も何人も出している、そんな中で報酬を落とすわけにはいかないというこ

	<p>とで、私たちのほうでも市長へ答申をいたしまして、保健福祉事業で横だしの加算をつけたわけです。これも年度当初には予想しなかったものを強化するというので途中でやっていったのが今回の補正の主旨です。ほかには平成26年度の余ったお金、いわゆる剰余金を繰越金や国へ返還したり、市の貯金にしたりというものの決算になります。以上でよろしいでしょうか。</p>
大西委員	<p>今の説明をしていただくと分かり安いので、次回からよろしく願います。</p>
菅野会長	<p>国で住宅のモデル事業をやると言っていて、和光市で手を挙げたということですが、余ったお金は国へ返さないといけないのですか。</p>
事務局	<p>返還金がございます。ただ国のほうも住宅助成、ご存知のとおり、日本で低所得者の住居のために助成しているものは生活保護しかないんです。ですからボーダーの人はもたないと。国も繰越金に認めてくれて、翌年度も事業を遂行してくださいという流れにいくと読んでいます。</p>
菅野会長	<p>了解いたしました。いかがでしょうか他に。なければ採決を行いたいと思います。</p> <p>諮問事項「平成27年度和光市介護保険特別会計補正予算（案）について」、原案のとおりでよろしいでしょうか。（異議なし）異議がないので、承認といたします。</p>
事務局	<p>次に、報告事項に移ります。報告事項「平成26年度和光市介護保険事業の決算等について」、事務局より説明をお願いします。</p> <p>それでは、平成26年度和光市介護保険事業の決算状況についてご報告申し上げます。私は4月から長寿あんしん課長ということで拝命いたしました結城と申します。不慣れなこともあろうかと思いますがよろしく願いいたします。申し訳ありませんが、着座にて説明させていただきますことをお許してください。決算の報告につきましては、配布しております資料のNo.2, 3, 4を使って説明してまいりたいと思います。まず、資料No.2平成26年度の介護保険事業状況報告という資料がございます。こちらをご説明したいと思いま</p>

す。平成26年度につきましては、平成24年度から26年度までの第5期の介護保険の事業計画の最終年にあたります。この3カ年の事業運営の状況についても総括的に触れさせていただきながらお話を進めさせていただきたいと思います。それでは平成26年度の介護保険事業状況報告で、歳入・歳出の状況となりますが、まず歳入に関してましては一番上の表となります。保険料は合計で6億8,798万6,710円となっております。この他保険料以外の財源といたしましては、国庫支出金（5億2,282万0,680円）、支払基金交付金（7億3,974万7,000円）、県支出金（3億8,477万4,430円）となっております。合計額などの詳細につきましては、3ページ以降にA3の用紙に当初予算から各補正の額、決算額、それから予算に対する執行率等が載っています。大変小さな字で恐縮ですが、後ほどご参考のために見てもらいたいと思います。財産収入は、介護給付費準備基金運用利子として13万32円となっております。繰入金として、一般会計からの繰入が5億4,022万6,000円。基金からの繰入金、つまり基金の取崩が7,704万5,000円となっております。先ほど補正予算の際にご説明申し上げましたとおり、平成26年度末の介護給付費準備基金の残高は1億2,863万1,000円となっております。第4期計画最終年度の平成23年度末の基金残高が1億2,362万3,000円でありましたので、第5期計画期間の3年間で基金を大きく取り崩すことなく、結果的に500万8千円ほど基金は増額となっております。全体として安定した介護保険の運営を行うことができているものと考えております。これも一重に運営協議会の皆様をはじめ、市民の皆様のご理解、ご協力のおかげと心より感謝いたしております。その他、繰越金、諸収入を合わせまして、歳入合計は30億6,176万4,003円となっております。

次に、歳出について、申し上げます。表の右側となります。総務費としては1億5,831万751円。介護サービス等諸費から審査支払手数料までは合計で24億6,836万4,174円となり、これは全体の84.8%を占めております。市町村特別給付費につきましては、和光市が独自に給付しているもので、5,523万9,538円、またその他の給付として、社会福祉法人等減免が81万9,933円。これらの給付費に関する費用の合計は、25億2,442万3,645円で、支出全体の86.7%を占めています。全体に占める割合につきましては、2ページ目を併せてご覧ください。これら事業の本体の部分が下段の歳出の保険給付費と市町村特別給付をあわせて86.7%となっております。地域支援事

業においては、介護予坊・日常生活支援総合事業費として6,680万8,315円、包括的支援事業・任意事業として3,611万1,584円となっております。その他、保健福祉事業費、基金への積立金、諸支出金を含めまして、歳出合計は29億1,003万759円（1ページの右下）となっております。結果、歳入歳出の差引残額1億5,173万3,244円となっており、この金額につきましては、先ほどご説明申し上げ、ご承認いただきました平成27年度9月補正で繰越金として計上しております。次に2ページですが、こちらにつきましては、すでに見ていただいたところでございますが歳入・歳出決算状況となります。前年度の決算額と性質別に分類し比較しやすいようにお示ししているものでございます。続きまして、資料3「平成26年度和光市介護保険主要な施策の成果」の説明へ移ります。こちらは、具体的に事業の内容についてまとめたものになります。1ページ目では、被保険者や要介護認定者数の推移、介護申請件数を示しております。1枚めくっていただき、2ページ下段と3ページ上段をご覧ください。地域包括支援センターにおいて作成された介護予防サービス支援計画の件数と、プラン終了後に改善・維持・悪化のどの状態になったのか、状態別の件数と割合を示した表になります。予防給付では、要支援1・2から自立となった改善者、いわゆる介護保険から卒業された方は51名で改善率といたしましては40.8%、二次予防事業対象者では、二次予防事業対象者から一般高齢者へ移行した人及び基本チェックリストの合計ポイントが減少した改善者が134名で改善率としては61.2%となっております。こちらにつきましては、先ほどの40.8%は2ページ目の下段のBにあたります。3ページの上段になりますBの欄の最後の数字が61.2%、それから合計が134人ということでございます。これらの結果から、第5期の事業計画として掲げた「介護予防及び要介護度の重症化予防の一層の推進」に沿って個別マネジメントを実施したことにより、高い改善率が得られていることが分かります。第6期計画でも「介護予防及び要介護度の重症化予防による自立支援の一層の推進」を基本方針に掲げまして、事業を実施しているところでございます。なお、ケアマネジメントの結果、改善・維持には至らず疾病や加齢に伴い悪化となった方もいらっしゃいますが、介護予防の取組効果は、悪化の進行を鈍化させるなどの効果もございますので、マネジメントを継続していくことにより、将来に向けた効果は確実に現れるものと考えます。3ページ下段から4ページ上段をご覧くださいと思います。

す。地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業、二次予防事業施策の実施状況について掲載しております。和光市では、要支援・要介護状態になる前から介護予防を行い、地域において自立した生活を継続できるようにするという地域支援事業の趣旨を踏まえ、積極的に事業を推進しております。また、4ページ上段の下になりますが、新たに介護予防サポーターの活動実績も掲載しております。第5期計画に引き続き、第6期計画でも介護予防の推進のため、また地域包括ケアの推進のために、積極的に介護予防サポーターの養成に取り組み、サポーターの皆様には一層のご活躍をいただきたいと思いますと考えています。続きまして、資料4になります。横長の資料ですが「平成26年度和光市介護保険事業の状況」でございます。抜粋してご説明いたします。1ページをご覧ください。第1号被保険者の状況についてお示ししておりますが、認定率は、平成27年3月現在で、約9.5%となっております。全国平均は17.9%、埼玉県は14.6%の認定率ですので、和光市の認定率の9.5%というのは、介護予防施策の効果の表れであると考えております。

3ページから9ページまでは表1被保険者数の状況、表2認定者数の状況をグラフ化したものです。12ページから22ページは介護給付費の支払状況を示したものとなっております。こちらは大変恐縮なんですけど、後ほどご覧いただきたいと思います。26、27ページをお開きいただきたいと思います。円グラフが載っております。こちらは居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービスの利用割合を示したものとなっております。保険給付のサービス種類別では、件数及び構成割合が、居宅サービスが介護と予防とあわせて22,694件77.20%、地域密着型サービスが同じく予防分をあわせて3,684件で12.53%、施設サービスが3,017件で10.26%となっております。さらに居宅及び地域密着型サービスの件数を合計すると26,378件で割合にすると89.74%となり、施設サービスの割合を大きく上回っていることから、在宅介護を推進するためのマネジメント効果が現れていると認識しております。一方総費用額では、居宅サービスが8億6,536万1,133円で35.13%、地域密着型サービスが6億9,031万3,816円で28.02%、施設サービスが9億790万1,968円で36.85%となっております。全体では24億6,357万6,917円でございます。次に29ページを見ていただきたいと思います。居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスの受給者1人当たりの費用額が示されておりますが、要介護者では、居宅サービスが8

万 2,833 円、地域密着型サービスが 19 万 6,932 円、施設サービスが 31 万 891 円となっております。先の 27 ページで総費用額で比較した場合、件数では全体の 1 割程度であった施設サービスの構成費が 36.85%と大きくなっていましたが、これは今ご説明したとおり、施設サービスの一人当たりの金額が、31 万 891 円と高額であることによるものです。このことからもお分かりいただけますように、住み慣れた自宅等で住み続けることを目的とした在宅介護の推進は、高齢者の生活の質の向上のみならず、財政運営の面においても非常に効果が高いと考えており、引き続き第 6 期計画におきましても「在宅介護と在宅医療の連携を進め、在宅介護の限界点を向上させること」を基本方針に掲げております。また新たに第 6 期計画からは「地域包括ケアシステムの構築のため、地域密着型サービス拠点の整備と地域互助力の充実、介護予防サポーターの育成などがございますが、による介護予防・日常生活支援総合事業の推進」を図ることや、「認知症を発症しても地域で暮らし続けられるような地域体制の構築」を掲げており、第 5 期の方針を踏襲しながら、今後も介護保険事業の安定的運営を図ってまいりたいと考えております。説明は以上でございます。非常に雑駁ではございますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

菅野会長

何かご質問ございませんか。

金子（好）委員

在宅に力を入れているということですが、第 5 期の間には何か変化はありましたか。また全国と比べると、在宅の割合は実際に高くなっているのでしょうか。よろしくお願ひします。

事務局

在宅ということで第 5 期の大きな特徴は地域密着型サービスの増加が挙げられます。24 時間定期巡回サービスが始まり、地域密着型サービス費の割合が大きく伸びています。具体的に申しますと、平成 23 年度末、第 4 期最終年度の件数の割合は在宅 76.03%、地域密着型サービス 9.84%、施設 14.13%でしたが、第 5 期最終年度平成 26 年度末では在宅 77.20%、地域密着型サービス 12.53%、施設 10.26%と施設サービスの一部が地域密着型サービスへ移行した形となっております。また直近の全国のデータ平成 27 年 4 月の審査分の受給者の割合では在宅が 68.12%、地域密着型サービスが 9.58%、施設サービスが 22.30%となっており、施設サービス利用者の割合は和光で

は約1割であるのに対し、全国では約2割となっております。一人当たりの金額で施設、地域密着型サービス、在宅の順に費用がかかりますので、在宅または地域密着型サービスの割合が増えるということは将来にわたって安定した介護保険事業運営にとっても望ましいことと認識しております。よろしく願いいたします。

菅野会長

他はいかがでしょうか。もちろん、適正な施設サービスは必要となります。地域包括ケアシステムの構築を図りながら、在宅介護の推進を図っていただきたいと思います。

それでは、報告事項「平成26年度 和光市介護保険事業の決算等」について、原案のとおり、承認することについて、ご異議ございませんか。（異議なし）ありがとうございます。異議がないので、承認いたします。

その他、事務局から何かありますか。

事務局

事務局のほうから一点ご報告をさせていただきます。今日は暑い中どうもありがとうございました。話の内容としては、次回の運営協議会のご連絡です。今日、終わったところで恐縮ですが、次回は9月25日（金）午後1時半から開催を予定しています。今日は第二委員会室ですが次回は全員協議会室です。議題についてですが、地域密着型サービスの基盤整備事業についてです。時々運営協議会ではご審議いただいておりますので、皆様お察しのところもあるかと思いますが、具体的に申し上げますと、2点です。まず1点。南エリアのサービス付高齢者住宅とそこに併設される定期巡回型サービスについてで、第5期に計画していたものを、平成26年度第3回の運営協議会で、第6期へ事業の延期をご承認をいただいているものです。その際、選定方法についても、公募ではなく随意選定へと変更させていただいており、現在白子1丁目に場所を予定して、整備事業者の選定も進んでおりますので、次回の運営協議会ではそのご報告ならびにご承認をいただければと考えております。もう1点です。北エリアのほうで計画をしておりますもので、こちらも第5期に計画をされていてグループホームと看護小規模多機能型、第5期では複合型サービスといわれていたのですが、こちらが併設しているもの、それから第6期で計画していたサービス付高齢者住宅につ

いて第5期の前倒しにして実施するというお話をさせていただき、事業者まで決まっていたんですけども、事業者辞退ということで第6期へ延期をしていたものです。こちらは平成26年度の第2回運営協議会で事業の延期と一部事業の内容の変更をご承認いただいているものですが、こちらは第6期に地域密着型介護老人福祉施設の併設型として計画させていただいております。こちらについても選定方法についてや一部計画変更などございますので、あわせて次回運営協議会でご議論いただきたいと思いますと考えております。また、そのほか平成28年度整備予定の施設もございますので、そちらも準備状況についてあわせてご報告させていただきたいと考えております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

それではご苦勞様でした。どうもありがとうございました。

<閉会>

議事録署名人

_____ 印

_____ 印